

第 4 3 号議案

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 7 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例

亀岡市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 7 年亀岡市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

- (4) 赴任 新たに任用のため招致された職員等が、その任用に伴う移転のため住所若しくは居所から新在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員等がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第 3 条第 1 項中「出張」の次に「し、又は赴任」を加え、同条第 2 項中「一に」を「いずれかに」に改め、「出張」の次に「又は赴

任」を加える。

第6条第1項中「及び食卓料」を「、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」に改め、同条に次の3項を加える。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

第20条の次に次の1条を加える。

(移転料、着後手当、扶養親族移転料)

第20条の2 移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給額及び支給方法は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例によりその範囲内において、市長がその都度定める。

第22条中「（昭和25年法律第114号）」を削る。

第23条を次のように改める。

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に掲げる旅費

ア 退職等となった日にいた地から、退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

第24条第1項に次の1号を加える。

(2) 職員が赴任中に死亡したときは、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

第24条第2項中「第2条第1項第4号」を「第2条第1項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部
を改正する条例案要綱

- 1 職員が赴任のため、住所又は居所を移転する場合、国家公務員等の旅費に関する法律に準じて、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の支給ができることとすること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成30年4月1日から施行すること。